

## 損金不算入費用

- (1) 以下のいずれかに該当する固定資産の減価償却費
  - ・ 物品・サービスの生産または取引に実際に使用されていない固定資産の減価償却費
  - ・ 企業所有資産であることを証する適切かつ完全な請求書および証憑の無い固定資産の減価償却費(ただし、ファイナンスリースの対象である固定資産を除く)
  - ・ 現在施行されている費用会計に関する規則に従って、企業の会計帳簿上で管理、計上されていない固定資産の減価償却費
  - ・ 現在施行されている固定資産の管理、使用および減価償却に関する財務省規則に定められた減価償却費を超える減価償却費
  - ・ 完全に価値が償却された後の固定資産の減価償却
  - ・ 事業目的および生産目的の双方に使用される地上建物の減価償却費であって、生産および事業活動に使用されていない土地部分に対応する建物に関する合理的費用
  - ・ 9人乗り以下の乗用車で取得価額が16億VNDを超える場合で、16億VNDを超える減価償却費(旅客輸送、旅行・ホテルビジネスのための乗用車、展示および試乗用の乗用車を除く)
- (2) 政府が設定した消費量を超える原料、供給物、燃料、物資、電力および商品に関する費用。  
2015年8月6日発効、2015年度以降適用となる通達第96/2015/TT-BTC号(「以下、通達第96/2015/TT-BTC号」)により、各社の標準原価設定義務が廃止される。
- (3) 適切な証憑なしで物品・サービスを購入した場合の費用
- (4) 以下のいずれかに該当する給与・賃金・賞与
  - ・ 労働者に支払うべき給与・賃金および手当であるが、実際には支払われていないか、または法律が要求する領収書および証憑がない給与・賃金および手当に関する費用
  - ・ 労働契約、労働協約、または社内規定等に明記されていない労働者への賞与
  - ・ 労働者に支払うべき給与・賃金および手当であるが、年次税務確定申告書類の提出期限の満了時に実際に支払われていない、給与・賃金および手当に関する費用
  - ・ 有限会社、株式会社における直接経営していない設立メンバー、取締役の給与
  - ・ 労働契約書、労働協約または他の社内規定に規定されていない従業員への生命保険料  
通達第96/2015/TT-BTC号の新規定により、従業員に対する生命保険料の損金算入限度額100万VND/月/人の制限が削除された。しかし、通達第96/2015/TT-BTC号を修正する通達25/2018/TT-BTC第3条3項により、従業員の生命保険料の損金算入が300万VND/月/人を超え、かつ、労働契約書、労働協約または他の社内規定に記載されない場合、損金算入は認められない旨の規定が定められた。
- (5) 現金支給の場合、年一人当たり500万VNDを超える制服手当の支給  
通達第96/2015/TT-BTC号の新規定によると、損金算入が認められるためには、下記の条件を満たす必要がある。
  - ・ 現物支給の場合、現物購入に関する適切なインボイスおよび証憑があること
  - ・ 現金支給の場合、支給限度額は年一人当たり500万VND

- ・ 現金および現物を組み合わせた支給の場合、現金支給部分は年一人当たり 500 万 VND まで、また現物部分については適切なインボイスおよび証憑があること
- (6) 技術開発や改善に対する報奨金のうち、関連する社内規定や社内機関による開発技術等の検証を行っていないもの
- (7) 通達第 96/2015/TT-BTC 号によると、2015 年度以降、旧規定の民間企業に対する出張手当上限設定は廃止される。規定によれば、社内規定を設けることで、労働者の出張手当に関する領収書およびインボイスがあれば、全額損金算入が認められる。

新規定により 2015 年度以降は、社員が国内ないし国外へ出張する際、2,000 万 VND 以上の決済が出張者個人のクレジットカードで行われた場合、以下の条件を満たした場合、当該個人のクレジットカードによって決済された出張費用も損金として認められる。

- ・ インボイスおよび適切な証憑がある。
  - ・ 出張決定書または出張規定がある。
  - ・ 企業は社員の出張費を社員個人のクレジットカードで立替払いすることができる旨を社内規定に明記しなければならない。
- (8) 適切でない者に対し、適切でない目的のために支払われたもの、または所定水準を超えるもの
- (9) 所定水準を超える社会保険料、健康保険料および労働組合費への拠出金
- (10) 法令に従わない失業引当金
- (11) 所定水準を超える上級レベルの費用管理への拠出金および職業専門家団体基金への拠出金
- (12) 事業活動を行う場所の賃貸人が、電気または水の供給会社と電気・水供給契約を直接締結した場合における電気代および水道代であって、電気代および水道代に関する支出証憑が不十分であるもの
- (13) 賃借人が前払いした賃料で、賃貸期間の年度を超えて配分された固定資産賃借費用
- (14) 物品・サービスの生産および取引を行うため、金融機関または経済組織以外の企業から借入れた借入金利息の支払いであって、借入日にベトナム中央銀行が発表した基本利率の 150%を超える部分
- (15) 法定資本を出資するために借り入れた借入金の支払利息、または定款記載の予定出資額のうち、払込みがなされていない登録法定資本を出資するために借り入れた借入金の支払利息(企業が生産および事業を開始しているか否かは問わない)
- (16) 財務省の関連規則に記載されていない、在庫引当金、有価証券評価引当金および貸倒引当金、ならびに製品、物品、設置および組立工場に係る保証引当金の設置および使用に関して発生した費用
- (17) 過年度に損金算入されているが、期末までに支払いが完全に行われていない費用
- (18) 会計年度末に行われる外国通貨の再評価の際に発生した為替差額。(生産および事業活動開始前の段階で)資本建設投資の過程で発生した為替差額
- (19) 外部の教育基金等への寄付金であって、要求される証明書類がないもの

- (20)外部の医療保険基金等への寄付金であって、要求される証明書類がないもの
- (21)外部の災害復興支援基金等への寄付金であって、要求される証明書類がないもの
- (22)外部の貧困者用住宅基金等への寄付金であって、要求される証明書類がないもの
- (23)外国法人の恒久的施設の損益計算において、ベトナム事業所得から控除される国外発生費用のうち、所定の計算式で計算される配分額を超える部分
- (24)科学技術開発基金(R&D 基金)から支出された研究開発費用、他の者のために支払われる費用、ゴルフ会員権、ゴルフプレー費用
- (25)当期の課税所得となる収入に直接対応しない費用(国防教育、政府支援、職業教育、労働者の直接福祉のための費用、財務省の指導による特定の費用等を除く)
- (26)財務省の特定の規定に厳格に従っていない保険業、証券業、宝くじ販売およびその他の事業活動による費用
- (27)交通法、営業登録規則、会計統計規則等の行政規則違反による罰金、税務関連規則違反による罰金、その他行政違反による罰金
- (28)配当および自己株式の取引といった資本取引に直接要する費用、上記 19~22 以外の寄付金
- (29)控除または還付された仕入付加価値税、法人所得税および個人所得税
- (30)リース契約書、支払証憑、納税証憑等の必要な証憑類がない個人の資産をリースする費用
- (31)一会計期間における EBITDA(営業利益+利息費用+固定資産の減価償却費)の 30%を超える支払利息の金額(政令 20/2017/ND-CP の下では 20%であったが、2020 年 12 月 20 日施行予定の政令 132/2020/ND-CP により 30%へ変更となる)

以上